

第 9 2 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 平成20年 6月 4日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、名古屋市立〇〇〇中学校を除く名古屋市立の各中学校について下記の内容のわかるものの公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
 - (1) 平成13年 4月「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（厚生労働省基発 339号。以下「本件措置基準」という。）
 - 2 (1)に基づいて、校長が、労働者の労働日ごとに始業、終業時刻を確認した記録（2008年 2月分、 4月分及び 5月分）
 - (2) 労働時間の適正な把握のために自己申告制を採用している場合に、本件措置基準 2 (3)ア及びイを2008年度に校長が実施した日時、場及び説明に使った資料並びに2008年度に実施している記録の申告用紙
 - (3) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第66条の 8、第66条の 9及び第104条に基づく医師の面接指導を実施するために行った勤務実態の把握（ 4月分及び 5月分）及び管理記録（ 4月分及び 5月分）
 - (4) 自己申告制を採用している場合、長時間労働者への医師による面接指導を受けることを申し出た員数、及びそれぞれの申告時間数（2008年 2月分、 4月分及び 5月分）
 - (5) 長時間労働による教員の健康障害を回避する目的に基づいて、時間の多寡にこだわらず、疲労の蓄積がみられる職員に対して、健康障害防止の観点から面接受診を校長が勧めた記録（2008年 2月分、 4月分及び 5月分）
 - (6) 進路指導、体験学習指導など、生徒の教育に密接に必要なと考えられる業務で時間外勤務となった時間の2008年度 2月分の記録及び当該時間を割り振り変更などによって回復した2008年度 2月分の記録
 - (7) 衛生委員会のない職場の2007年度の「職員の意見反映」の記録
 - (8) 労働安全衛生法及び労働安全衛生法による職場環境についての指針、基準などに基づいて行った職員室、職員休養室、職員休養コーナー、更衣室の巡視記録（2008年 4月分及び 5月分）

- 2 同年 7月18日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- 3 同年 9月30日、審査請求人は、本件処分のうち次の情報を非公開とした部分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。
 - (1) 本件措置基準 2 (1)に基づいて、校長が、労働者の労働日ごとに始業、終業時刻を確認した記録（2008年 4月分及び 5月分）（以下「本件請求文書①」という。）
 - (2) 労働時間の適正な把握のために自己申告制を採用している場合に、本件措置基準 2 (3)ア及びイを2008年度に校長が実施した日時、場及び説明に使った資料並びに2008年度に実施している記録の申告用紙（以下これらを「本件請求文書②」という。）

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求文書①について

ア 使用者は、本件措置基準、平成14年 2月「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（厚生労働省基発 0212001号）及び平成18年 4月「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について」（18ス学健第 1号通知）に基づいて、労働時間を適正に把握し、管理するため、記録を保存するとされている。

イ 平成20年10月、審査請求人の補佐人（以下「補佐人」という。）は、名古屋市人事委員会（以下「人事委員会」という。）に対して平成20年 4月及び 5月分について労働時間の適正把握、特に出退勤時刻を確認した記録を出すよう求める措置要求（以下「本件措置要求」という。）を行った。これに対し、すでに平成20年 4月及び 5月を含めて時間把握を行っていることを理由に棄却された。本件措置要求の審査手続においては、出退勤時刻を記録したものが実施機関から提出されているのに、本件処分においては存在しないことを理由に非公開となるのは、矛盾して

いる。

ウ 本件措置要求においては、実施機関は、管理職が現認という形で把握しており、各校長が適切に判断し、責任を持って記録していると回答しているのに、記録が存在しないという本件処分は大きな矛盾がある。

(2) 本件請求文書②について

ア 本件措置基準 2 (3)アは、年度当初に事業主として校長が実施するとされているものである。

イ 昨年度にも、出退勤時刻の自己申告制が採用されていた職場があるのに、不存在という決定は承服しがたい。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求文書①について

本市の学校現場における実態としては、把握の方法として教頭等が学校に残り現認する方法をとっているものであり、これを行政文書として記録することはしていない。

なお、京都地方裁判所平成20年 4月23日判決（平成16年(ワ)第 145号）で、「教育職員の登校及び退校の詳細な時刻を記録することまで求められていると解することは相当でない。」との判示がある。

2 本件請求文書②について

本市では、自己申告制を採用していないため、これに係る説明を行っていない。また、これに係る記録の申告用紙の作成もしていない。よって、請求に係る文書は不存在であるから、行政文書非公開の決定をしたものであり、審査請求人の主張は失当である。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件審査請求の対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件審査請求の対象となる行政文書について

(1) 本件請求文書①について

本件請求文書①は、校長が教員の出退勤時刻を確認した記録である。審査請求人は、実施機関の出退勤時刻の把握についての弁明が、本件措置要

求における決定と本件処分とで矛盾すると主張するので、これについて検討する。

ア 本件措置要求について、次の事実が認められる。

(ア) 平成20年10月17日、補佐人は、人事委員会に対し、本件措置要求を行った。

(イ) 同年12月 1日、実施機関は、人事委員会が本件措置要求の審査のために行った照会に回答するため、名古屋市立〇〇小学校（以下「〇〇小学校」という。）及び同市立〇〇〇中学校（以下「〇〇〇中学校」という。）の教頭等が控えていた教員の出退勤時刻を現認した記録（以下「現認記録」という。）をもとに時刻メモ（以下「時刻メモ」という。）を作成し、人事委員会に提出した。

(ウ) 平成21年 2月10日、人事委員会は、要求事項はおおむね実現されているとして、本件措置要求を棄却した。

イ 補佐人から、本件措置要求において実施機関が提出した時刻メモが当審査会に提出されたので、時刻メモが本件請求文書①に該当するか否かを判断する。

上記ア (イ)から、本件公開請求の時点では現認記録のみが存在しており、本件公開請求以後に行われた本件措置要求において、実施機関が人事委員会の依頼により現認記録に基づき時刻メモを作成したものである。

したがって、時刻メモは、出退勤時刻を記録した行政文書には該当するものの、本件公開請求時点においては作成されていなかったと認められる。

ウ 次に、当審査会が実施機関に時刻メモの元となる資料の提出を求めたところ、〇〇小学校の現認記録が提出されたので、現認記録が本件請求文書①に該当するか否かを判断する。

〇〇小学校の現認記録は、教頭が現認した対象者をカレンダーの空欄に略称で記載したものであり、個人的に控えていたものであって、組織的に用いているものではないことから、〇〇小学校の現認記録は行政文書に該当しない。

なお、〇〇〇中学校の現認記録は本件措置要求の後処分されたため、不存在であるとして、当審査会に提出はなされなかった。

したがって、現認記録は本件請求文書①に該当しないと認められる。

エ なお、実施機関は、各学校に対して、教職員の出退勤時刻を記録する

必要はないと指導しており、各学校においては行政文書として現認した記録を残していない。

オ 以上のことから、本件請求文書①は、存在しないと認められる。

(2) 本件請求文書②について

本件請求文書②は、労働時間を自己申告により把握していることを前提とした文書であるため、実施機関において自己申告制が採用されていたか否かについて検討する。

ア 実施機関が自己申告制を制度として採用したのは、平成21年度からであり、本件公開請求の時点で、実施機関による自己申告制は開始されていなかった。

イ 次に、審査請求人は、個々の学校で自主的に自己申告制を採用していたと主張するので、これについて検討する。

当審査会の調査によると、自己申告制の採用の有無について、以下の事実が認められる。

(ア) 補佐人は、労働組合の分会と補佐人が勤務する学校（以下「本件学校」という。）側との交渉で、合意のうえ自己申告制が採用されたと主張している。

(イ) 一方、実施機関は、本件学校において平成19年 1月末に行われた交渉の際、労働時間の把握について話題にはなったが、自己申告制を採用したという認識はなく、補佐人から申告用紙の提出は受けていたものの、校長としては行政文書として收受すべきものとは考えておらず、現在は保管していないと主張している。

(ウ) 双方の主張から、本件学校において自己申告制を採用するという合意があった否かは不明である。しかし、本件学校の管理職の認識を前提とすると、合意に基づく自己申告制が採用されていたとは認められない。

ウ 以上のことから、本件請求文書②は、存在しないと認められる。

(3) 以上のことから、本件審査請求の対象となる行政文書は、存在しないと認められる。

3 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成20年10月15日	諮問書の受理
10月20日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
11月28日	実施機関の弁明意見書を受理
12月11日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成21年 1月 9日	審査請求人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
7月14日 (第103回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
10月13日 (第106回審査会)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
11月10日 (第107回審査会)	調査審議
12月15日 (第108回審査会)	調査審議
平成22年 3月23日 (第111回審査会)	調査審議
4月14日	答申